

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			
(令和18年3月末まで有効)			

総 務 第 4 号
令 和 7 年 5 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察本部長が取り扱う行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要領の制定について

警察本部長が取り扱う行政機関等匿名加工情報の提供等に関しては、「警察本部長が取り扱う行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要領の制定について」（令和7年2月6日付け総務第47号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用しているところであるが、この度、別添のとおり「警察本部長が取り扱う行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要領」を制定し、令和7年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当：総務課情報公開・公文書管理係

行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要領

(令和7年6月1日制定)

第1 趣旨

この要領は、公安委員会及び警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和7年5月7日制定。以下「要綱」という。）第9に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会）、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和4年個人情報保護委員会事務局。以下「行政機関等向け事務対応ガイド」という。）、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 提案に資する情報の提供等

総務課は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案（以下「提案」という。）をしようとする者が容易かつ的確に提案をすることができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。【法第127条】

また、個人情報ファイルを保有する所属（以下「担当課」という。）は、その保有する個人情報ファイルの内容、提案内容等に関する問合せ等があったときは、これに対応するものとする。

第3 提案の募集の対象となる個人情報ファイル

- (1) 担当課は、その保有する個人情報ファイルから、提案の募集の対象となる個人情報ファイルを選定するものとする。

選定に当たっては、行政機関等向け事務対応ガイド7-2-1、要綱第4の3等を参照し、適切に判断するものとする。

- (2) 担当課は、提案の募集の対象となる個人情報ファイルについて、要綱第4の6の(14)及び(15)に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載するものとする。【法第110条】

第4 提案の募集

- (1) 提案の募集の実施

総務課は、担当課が保有する個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に提案の募集をする個人情報ファイルである旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の間を定めて、提案を募集するものとする。

【法第111条、規則第53条第1項】

- (2) 提案の募集の公示等

提案の募集は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る募集要綱（第1号様式）を県警ホームページに掲載して行うものとする。また、当年度の募集開始日前に、県警ホームページに次に掲げる事項を掲載するものとする。

ア 提案の募集の開始日及びその期間

イ 提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧

ウ 各個人情報ファイルの概要

(3) 提案の募集の単位

提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行うものとする。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の所属にわたって保有している場合には、これらを取りまとめて提案を募集しても差し支えないものとする。

第5 提案の手続

※ 作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案の手続については、第11の6による。

1 提案することができる者の範囲

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問わず、また、単独提案、共同提案のいずれも可能である。ただし、次のいずれかに該当する者については、提案を行うことができない。【法第113条、規則第55条】

(1) 未成年者

(2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者（法第112条第1項の提案先である行政機関等以外の行政機関等から契約を解除された者を含む。）

(6) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、その役員（役職名を問わず、法人等の業務執行の意思決定に影響を及ぼす権限を有する者、例えば、理事、取締役、執行役、執行役員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうちに上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

2 提案書類の受付

(1) 提案書類（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（第2号様式【規則別記様式第7】。以下「提案書」という。）及びこれに添付された書類をいう。以下同じ。）の提出は、当面、持参又は郵送によるものとし、電子情報処理組織の使用による提出は認めないものとする。

(2) 提案書類は、総務課において受け付けるものとする。

(3) 総務課は、提案書類を受け付けた場合は、提案書に収受日付印を押印し、その写しを保管した上で、直ちに当該提案書類を担当課に送付するものとする。

- (4) 書類不備による提案書類の再提出を極力少なくするなど、提案の手續が円滑かつ効率的に進められるよう、総務課及び担当課は、募集要綱記載の項目を踏まえ、提案をしようとしている者にも確認しながら、書類の案について事前チェックするとともに、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料に関する情報等を十分に説明するように努めるものとする。この場合において、事前チェックをもって第6に掲げる基準に適合したものと提案をしようとする者に予断や確信を抱かせることがないよう、十分に注意するものとする。

3 代理人による提案書の提出

- (1) 総務課は、提案をする者が代理人（法定代理人であるか任意代理人であるかを問わない。以下同じ。）により提案をしようとする場合には、提案書に代理人の権限を証する書面（第3号様式）を添付してもらうものとする。【規則第54条第2項】
- なお、代理人による提案がなされた場合であっても、必要と認めるときは、提案をする者に担当課等がヒアリングなどを求めることは妨げられない。
- (2) 提案をする者から代理人を通じて提案に関する情報提供の依頼があったときは、必要な情報提供を行うものとする。

4 本人であることの確認

総務課は、次に掲げる書類が添付されていること及び当該書類により提案をする者（代理人による提案の場合は、提案をする者及び代理人）が本人であることを確認するものとする。

- (1) 提案をする者又は代理人が個人である場合

ア 提案の日において有効な次に掲げる書類のいずれかの写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの【規則第54条第4項第1号、第5項】（要綱第5の3の(4)のアの(イ)に準ずるものとする。）

(ア) 運転免許証

(イ) 健康保険の資格確認書

(ウ) 個人番号カード

(エ) 在留カード

(オ) 特別永住者証明書

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ やむを得ない理由によりアに掲げる書類を添付することができない場合にあっては、提案をする者又は代理人が本人であることを確認するため適当と認める書類【規則第54条第4項第3号、第5項】（要綱第5の3の(4)のアの(ウ)に準ずるものとする。）

- (2) 提案をする者又は代理人が法人等である場合

ア 次に掲げる書類のいずれかであって、その者が本人であることを確認するに足りるもの【規則第54条第4項第2号、第5項】

(ア) 法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案日前6月以内に作成された

もの

(イ) (ア)に掲げる書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類（法人番号指定通知書など）を添付する。

イ やむを得ない理由により(ア)に掲げる書類を添付することができない場合にあっては、提案をする者又は代理人が本人であることを確認するため適当と認める書類【規則第54条第4項第3号、第5項】

ウ その他必要な書類

提案書の「連絡先」に記載されている「担当者」が本人であることを確認するに足りる書類（アに準ずるものとする。）が挙げられる。

なお、当該書類が添付されている場合にあっては、必要に応じて、当該担当者を提案の任に当たらせることを証する書類を提出してもらうものとする。

5 提案書の確認

総務課は、提案書に記載された次に掲げる事項に係る内容に不備がないか確認するものとする。

(1) 提案をする者の氏名又は名称等【法第112条第2項第1号】

提案をする者が個人である場合には、氏名、住所又は居所並びに連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスが記載されていること。

提案をする者が法人等である場合には、法人等の名称、代表者の氏名、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス並びに担当部署等がある場合には、当該担当部署名及び担当者の氏名が記載されていること。

(2) 個人情報ファイルの名称【法第112条第2項第2号】

提案の募集の対象となる個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの名称が記載されていること。

(3) 行政機関等匿名加工情報の本人の数【法第112条第2項第3号】

個人情報ファイルごとに本人の数の上限が決まっていること及び下限が1,000人と定められていること【法第114条第1項第2号、規則第56条】に沿っていること。

(4) 加工の方法を特定するに足りる事項【法第112条第2項第4号】

提案対象となる個人情報ファイルに含まれる記録項目のうち、どの項目について行政機関等匿名加工情報として提供を希望し、また、提供を希望する各々の記録項目について、どの程度の情報（「住所」について、「都道府県名のみ」など）を希望するかなど、行政機関等匿名加工情報の作成に用いる法第116条の規定による加工の方法を特定できる情報が具体的かつ明確に記載されていること。

(5) 利用の目的及び方法並びに利用に供する事業の内容【法第112条第2項第5号】

行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに利用に供する事業の内容が明確に記載されていること。

特に、利用に供する事業の内容については、利用の目的及び方法が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する理由を含め、6の(2)に掲げる書面等と併せて、具体的かつ詳細に記載されていること。

(6) 事業の用に供しようとする期間【法第112条第2項第6号】

行政機関等匿名加工情報の利用に供する事業の目的及び内容並びに利用の目的及び方法からみて必要な期間【規則第57条】が記載されていること。

- (7) 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置【法第112条第2項第7号】

行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者の氏名、所属及び職名並びに実際に利用する場所、利用する環境、保管する場所及び管理の方法等のほか、第11の3に掲げる適切な管理のために必要な措置を踏まえた措置が記載されていること。

- (8) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法【規則第54条第3項】

希望する提供媒体（CD-R又はDVD-R）及び提供方法（窓口受領又は郵送）が選択されていること。

6 添付書類の確認

総務課は、次に掲げる書類が添付されていること及び当該書類に不備がないかを確認するものとする。

- (1) 欠格事由に該当しないことを誓約する書面【法112条第3項第1号】

提案をする者（その者が法人等である場合には、その役員）が1の(1)から(6)までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面（第4号様式【規則別記様式第8】。以下「誓約書」という。）が添付されていること。

- (2) 利用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

行政機関等匿名加工情報をその利用に供する事業が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを具体的かつ詳細に説明する書面（「新産業の創出等に資する」ものであることを裏付けるものとしての事業計画等利用に供する事業の内容及びその目的・効果が具体的に説明された書類など）が添付されていること。

- (3) その他必要と認める書類

上記(1)及び(2)に掲げる書類のほか、必要に応じ、提案の審査に必要と認める書類が添付されていること。

なお、当該必要と認める書類については、できる限り募集要綱に記載しておくことが望ましい。

7 提案書類に関する説明の要求及び訂正の求め

担当課は、提案書類に不備があり、又はその記載が不十分であると認めるときは、提案をする者又は代理人に対して、期間を定めて、説明を求め、又は提案書類の訂正を求めることができる。【規則第54条第7項】

なお、提案書類の訂正があったときは、総務課は、訂正後の提案書類の写しを保管した上で、原本を担当課に送付するものとする。

第6 提案の審査

担当課は、必要に応じて総務課と協議・確認しながら、提案書類の内容が次に掲げる

基準に適合するかどうかについて、速やかに審査するものとする。【法第114条第1項、規則第56条～第58条】

- (1) 提案をした者（その者が法人等である場合には、その者及びその役員）が第5の1のアからカまでに掲げるもののいずれにも該当しないことを誓約書により判断するほか、法第120条により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除されたことがないかどうか、解除されたことがある場合において、当該解除の日から2年を経過しているかどうか等を可能な範囲で確認するものとする。
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること
ア 個人情報ファイルに含まれる本人が当該個人情報ファイルの中で重複して出てくる場合には、名寄せ後の数とする。
イ 提案の募集期間終了時における本人の数によることを原則とした上で、担当課等において適切に判断を行うものとする。
- (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる加工の方法が規則第62条各号に掲げる基準に適合するものであること、加工の方法が明確に特定できないなど、提案書類に不明な点や曖昧な点があるときは、提案をした者又は代理人に説明又は訂正を求め、担当課等及び提案をした者等との間で認識に相違が生じないように留意するものとする。
- (4) 提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供される事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること
ア 利用に供する事業の直接的な目的が提案する者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合には、本基準に適合し得るが、利用に供する事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が乏しいと認められる場合には、本基準に適合しないこととなる。
イ 次のような審査をすることまでを求めるものではないことに注意するものとする。
(ア) 利用に供する事業の目的及び内容の重要度や有用性を評価し、定量的な指標に合致することを判断すること
(イ) 複数の提案があった場合に各々の提案の間で優劣をつけるような、いわば比較審査をすること
- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間がその事業並びに当該行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること
利用に供する事業の内容に照らして明らかに不要な期間と認められる場合には、本基準に適合しないこととなる。
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること
行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、当該行政機関等匿名加工情報を法第2条第6項に定める匿名加工情報として取り扱うこととなり、法第46条の規定に基づく匿

名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、その内容を公表するよう努めなければならないこととされていることから、当該内容等を確認することもある有用である。（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-3-2を参照のこと。）

- (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を担当課等が作成する場合に担当課等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること

ア 次のような場合には、本基準に適合しないこととなる。

(ア) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成するに当たり、作成業務を受託する民間事業者がなく、担当課等自らが作成するとなると事務又は事業の遂行に著しい支障が及ぶ場合

(イ) 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要がある、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

(ウ) 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければ抽出できないデータを有する個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

イ 一つの個人情報ファイルについて提案が多数なされた場合には、本基準を満たさないことがあり得ると考えられる。このような場合には、提案をする者の承諾を得て、提案を一本化又は共通化するよう調整することも考えられる。

第7 審査結果の通知

担当課は、次に掲げる場合に依じ、提案が第6に掲げる基準に適合するかどうかの審査の結果を提案した者に通知するものとする。

なお、当該審査は、契約という私法上の行為のための準備的行為として、契約の相手方を決定するための要件該当性を審査するものであり、当該審査の結果の通知については、行政処分として構成されるものではない。

- (1) 提案が第6に掲げる基準に適合すると認める場合

ア 担当課は、審査結果通知書（第5号様式【規則別記様式第9】）に次に掲げる書類を添えて通知するものとする。【法第114条第2項、規則第59条第1項、第2項】

(ア) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する申込書（第6号様式【規則別記様式第10】。以下「契約締結に関する申込書」という。）の様式

(イ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書（第7号様式。以下「契約書」という。）の案

各担当課において2通作成するものとし、提案に係る行政機関等匿名加工情報の性質や利用に供する事業の内容、提案をした者の意向を踏まえて条項を追加することも妨げない。

イ 審査結果通知書には、次に掲げる事項を記載するほか、行政機関等匿名加工情報の名称など、担当課が必要と認める事項を追加することも妨げない。

(ア) 法第115条の規定により知事との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

- (イ) 納付すべき手数料の額
 - (ウ) 手数料の納付方法
 - (エ) 手数料の納付期限
 - (オ) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- (2) 提案が第6に掲げる基準に適合しないと認める場合
- 担当課は、提案が第6に掲げる基準（法第114条第1項各号に掲げる基準）のうち、どの基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載した審査結果通知書（第8号様式【規則別記様式第11】）により通知するものとする。【法第114条第3項、規則第59条第3項】

第8 手数料の徴収及び契約の締結

1 手数料の額

- (1) 担当課は、第6に掲げる基準に適合すると認める提案をした者への審査結果の通知に当たり、当該提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付すべき手数料の額を積算するものとする。
- (2) 手数料の額は、次に掲げる額の合計額となる。【条例第15条第1項、第2項】
- ア 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務（提案の審査、審査結果の通知、契約の締結、行政機関等匿名加工情報の提供など）に係る手数料として、21,000円
 - イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間（個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、作成した行政機関等匿名加工情報の検査等に要する工数（単位：人時）） 1時間までごとに3,950円
 - ウ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
 - (ア) 委託の手続をするために生じる事務（委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間は、イの行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に含まれる。
 - (イ) あらかじめ総務課と委託費の積算、負担等について協議するものとする。
- (3) 特定の個人情報ファイルについて、同一の募集期間内に全く同一の提案が複数あった場合には、行政機関等匿名加工情報の作成に要した費用を各々案分し手数料を算定するものとする。
- (4) 事前に手数料の額を積算するために見積った工数と実際の処理に要した工数とが、行政機関等匿名加工情報の作成（作成の委託を含む。）に関し相違することがあり得るが、提案をした者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点からも、行政機関等匿名加工情報の作成に用いる加工の方法や作業内容の適切な把握に努めるとともに、必要に応じて工数の算定方法を見直すものとする。

2 手数料の納付

- (1) 総務課は、契約締結に関する申込書を提出する者に係る審査結果通知書の記載に従い、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）の定めにより、手数料を納付させるものとする。

ア 納付方法

手数料の納付は、青森県収入証紙（以下「証紙」という。）による【条例第15条第3項】。

証紙については、原則として担当課等に持参してもらうものとするが、やむを得ない理由があるときは、郵送によることができるものとする。

イ 納付期限

契約締結に関する申込書の提出期限と同日とするものとする。

- (2) 納付された手数料の額と実際に要した経費等の額との間に乖離が生じた場合であっても、差額の還付や追加徴収は行わないものとする。ただし、審査結果通知書で示した手数料の額に形式的な誤りが判明したとき（10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合など）は、この限りでない。

3 契約の締結

- (1) 総務課は、提案が第6に掲げる基準に適合すると認める旨の通知を受けた者から提出された契約締結に関する申込書及び契約書2通【規則第61条】を受け付けるものとする。

なお、印紙税法（昭和42年法律第23号）における課税文書に該当する場合には、相当する収入印紙を契約書の1通に貼付してもらうものとする。

- (2) 契約締結に関する申込書の提出期限は、審査結果通知書の施行日の翌日から起算して1月間を基本とし、担当課等において適切に定め、当該審査結果通知書に記載するものとする。
- (3) 総務課は、審査結果通知書の記載に従った手数料の納付及び契約締結に関する申込書の提出があったときは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を行うものとする。

契約締結に関する申込書及び契約書2通を受け付けた総務課は、審査結果通知書の記載に従った手数料の納付を確認の上、当該契約書2通に記名押印し、うち1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

- (4) 総務課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した後、当該契約に係る契約締結に関する申込書の写し（消印後の証紙の写しを含む。）を保管の上、原本を担当課へ送付するものとする。
- (5) 総務課は、契約の相手方から行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）の通知があったときは、当該通知に係る事項を総務課に通知するものとする。

第9 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供

1 行政機関等匿名加工情報の作成

- (1) 担当課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容や仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

なお、作成に当たり不明な点等が生じたときは、当該契約の相手方に照会するなど、

確認を行うものとする。

- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、また、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするため、規則第62条各号に定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。【法第116条第1項】

また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者に委託することが考えられるが、行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合についても同様であること【法第116条第2項】を当該委託を受けた者に周知するものとする。

- (3) 規則第62条各号に定める基準については、行政機関等向け事務対応ガイド7-9-1から7-9-5までを参照するものとする。
- (4) 行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

なお、委託した場合には、総務課にその旨を報告するものとする。

ア 委託先の選定

手数料の積算を適切に行うため、第6に掲げる基準に適合すると認める提案をした者への審査結果の通知前において、委託予定先に委託料の見積額を算定してもらい、これを精査の上、当該審査結果の通知に係る者との行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を停止条件とする委託契約を当該委託先と締結するものとする。

イ 適切な管理のために必要な措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合における個人情報の安全管理のために講ずべき措置について、令和6年3月12日付け総務第71号「個人情報の取扱いを委託する場合における個人情報の安全管理の措置について」に基づき対応するものとする。

なお、行政機関等匿名加工情報の作成等の委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合には、次に掲げる法の規律の適用を受けること、また、当該委託を受けた者が個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に該当する場合には、法第4章の規定に基づき個人情報等を適正に取り扱う必要があることを当該委託を受けた者に周知するものとする。

(ア) 規則第62条各号に定める基準に従って加工する義務【法第116条第2項】

(イ) 識別行為の禁止及び適切な管理のために必要な措置を講ずる義務【法第66条第2項第1号、第121条第3項】

(ウ) 業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない義務【法第67条、第122条】

(エ) 罰則【法第176条、第180条、第183条】

- (5) 作成した行政機関等匿名加工情報については、これを提供する前に、適正に加工されていることを確認するものとする。

2 行政機関等匿名加工情報の提供

- (1) 担当課は、行政機関等匿名加工情報を作成した後、速やかに（当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約において提供期限を設けている場合には、当該提供期限までに）当該行政機関等匿名加工情報を当該契約の相手方に提供するものとする。ただし、やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合には、速やかに当該契約の相手方に通知するものとする。
- (2) 担当課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の相手方が提案時に提出した提案書に記載された「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」に従って行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。この場合において、提供する行政機関等匿名加工情報には、第11の3に掲げる適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

【法第121条第2項】

3 提案書記載事項の変更

提案書に記載された事項について、行政機関等匿名加工情報の提供後において、当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の相手方の都合により変更が生じたときは、総務課は、次に掲げる場合に応じ、契約書に基づく指示を行うものとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更とまで言えないもの（取扱従事者又は代理人の姓の変更、人事異動等に伴う所属・連絡の変更など）の場合
ア 直ちに（取扱従事者の交代の必要が生じた場合には、交代前に）、総務課に記載事項変更通知書（第9号様式）を提出させるものとする。
イ 取扱従事者の追加又は交代の必要が生じた旨の記載事項変更通知書の提出があった場合には、その理由が適切なものであることを確認するものとする。
ウ 総務課は、提出された記載事項変更通知書の写しを保管の上、担当課に原本を送付するものとする。
- (2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更に当たるもの（利用期間の延長、利用の目的の追加・変更等）の場合
第11の6の(1)のイの場合に係る提案の手續を要する旨知らせるものとする。

第10 契約違反等への対応及び契約の解除

- (1) 担当課は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が法違反その他の契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合には、直ちに、その旨を総務課に通知するとともに、通知を受けた総務課は、その旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。
- (2) 担当課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の相手方が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる【法第120条】ほか、これらの事由に該当しない場合であっても、当該契約で定める解除事由に該当すれば、当該契約を解除することができる。
ア 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
イ 第5の1の(1)から(6)までのいずれかに該当することとなったとき。
ウ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

「重大な違反」に当たるかどうかは個別具体的な事情により判断することとなるが、再提供が禁止されているにもかかわらず無断で第三者に提供した場合などが考えられる。

- (3) 担当課は、(2)のアからウまでに掲げる事由のいずれかに該当すると認め、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除しようとするとき及び当該契約を解除したときは、直ちに、その旨を総務課に通知するとともに、通知を受けた総務課は、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- (4) 法第120条の規定により契約を解除された者について、当該契約の解除の日から起算して2年を経過するまでは、新たな提案をすることができない。【法第113条第5号】

第11 作成した行政機関等匿名加工情報の取扱い

1 従事者の義務

担当課は、次に掲げる者が業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等（行政機関等匿名加工情報、削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。）及び保有個人情報の加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該保有個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨【法第122条】を当該者に周知するものとする。

- ア 担当課において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員又は職員であった者
- イ 行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者又は従事していた者
- ウ 担当課等において行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

2 識別行為の禁止

行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。【法第121条第1項】

3 適切な管理のために必要な措置を講ずる義務

担当課等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、行政機関等匿名加工情報等の漏えいを防止するため、次に掲げる基準に従い、その適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。【法第121条第2項、規則第65条】

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

4 取扱いの委託を受けた者への対応

担当課は、行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行うに当たり、2の識別行為を行わないよう、また、3の当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう【法第121条第3項】、当該委託に係る契約にこれらの事項を定めるとともに、当該委託を受けた者に必要な助言や指導を行うものとする。

5 個人情報ファイル簿への記載及び公表

- (1) 担当課は、作成した行政機関等匿名加工情報について、行政機関等向け事務対応ガイド7-10及び要綱第4の6の(16)から(18)までに基づき、その概要等を個人情報ファイル簿に記載するものとする。【法第117条、規則第63条】

なお、修正後の個人情報ファイル簿については、総務課に提出するものとする。

- (2) 総務課は、青森県総務部総務文書課に対し、作成された行政機関等匿名加工情報について、次に掲げる事項の県ホームページへの公表を依頼するものとする。

- ア 行政機関等匿名加工情報の名称
- イ 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数
- ウ 行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- エ 新たな提案等を受ける組織の名称及び所在地
- オ 新たな提案等を行うことができる期間

6 新たな提案等

- (1) 作成された行政機関等匿名加工情報については、次に掲げる場合に提案の対象となる。【法第118条第1項】

- ア 当該行政機関等匿名加工情報の作成に係る提案に基づきその利用に関する契約を締結した者以外の者が新たに当該行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする場合
- イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に基づき提供を受けた者が当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとする場合（提案書記載の利用の目的以外での利用、提案書の事業の用に供しようとする期間を超えての利用）

- (2) 提案の手續等については、次に掲げる事項のほか、第2から第10まで及び第11の1から4までに準ずるものとする。

- ア 提案に係る提出書類

提案書に代えて、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（第10号様式【規則別記様式第12】）により提出してもらう。

- イ 提案の審査

提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数及び作成に用いる加工の方法についての審査を要しない。

- ウ 審査結果の通知

(ア) 提案が第6に掲げる基準に適合すると認める場合には、審査結果通知書（第11号様式【規則別記様式第13】）により通知するものとする。

(イ) 提案が第6に掲げる基準に適合しないと認める場合には、審査結果通知書（第12号様式【規則別記様式第14】）により通知するものとする。

エ 手数料の額

(ア) (1)のアの場合には、当該行政機関等匿名加工情報の作成に係る提案に基づきその利用に関する契約を締結した者が納付した手数料の額と同一の額となる。【条例第15条第2項第1号】

(イ) (1)のイの場合には、12,600円となる。【条例第15条第2項第2号】

オ 契約の締結

契約書に代えて、作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書（第13号様式）による。

第12 苦情処理

総務課及び担当課は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。【法第128条】